○北海道警察職員ピアサポート実施要綱の制定について

令和元年9月13日 道本厚第1715号

/警察本部各部、所属の長/警察学校長/各方面本部長/各警察署長/宛て道警察における職員の生活相談制度については、これまで「北海道警察職員生活相談実施要綱の制定について」(平28. 3. 9道本厚第4201号。以下「旧通達」という。)に基づき実施してきたところであるが、この度、従来の生活相談制度を発展させ、新たに別添のとおり「北海道警察職員ピアサポート実施要綱」を制定し、令和元年10月1日から実施することとしたので、所属職員に周知の上、その趣旨を踏まえた効果的な運用に努められたい。

なお、旧通達は、令和元年10月1日付けで廃止する。

記

第1 ピアサポート制度の概要

- 1 名前の由来「ピアサポート」とは、「同輩、仲間による支援」の意
- 2 制度の概要
 - (1) 職員に対する支援の方法 不安や悩みを抱える職員に対する気付き、声掛け等を通じた能動的な支援を行う。
 - (2) 実施体制

原則として、所属の執務室ごとに1人以上のピアサポーターを置き、ピアサポーターに対する指導及び助言を行う者として、ピアサポート・コーディネーターを置くことでバックアップ体制を強化した。

(3) ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターの責務 知識及び技能の習得を努力義務として明確化した。

第2 要綱の解釈及び運用上の留意事項

項目	解釈及び運用上の留意事項
1 趣旨(第1の事	ピアサポートの対象となる「公私にわたる各種問題」とは、
項関係)	具体的には、例えば、次に掲げる事項が対象になると考えら
	れる。
	なお、本来業務として行う各種事務処理、業務の遂行行為
	そのものに関する事項については含まれない。
	ア 職場に関すること。
	人間関係、勤務環境等に関すること。
	イ 私的な生活に関すること。
	家族・親族、健康、子育て、介護、教育、異性、土
	地・住宅、金銭、保険、退職後の生活等に関すること。
2 ピアサポーター	(1) ピアサポーターは、ピアサポートに際し、職員等に対し
の責務(第5の事	て制度について説明し、納得を得た上で行うものとする。

項関係)	 (2) ピアサポートを行う場所は、職員等の要望に応じ、周囲の目を気にすることなく対応することができるような場所を選定すること。 (3) 「不健全な生活態度が見られる」とは、ピアサポートの過程で職員が、例えば金銭問題、異性問題等の問題を抱えているために、堅実な生活態度が保持できておらず、組織的な対応を行うことが適切であると認められることをいう。 (4) 「各種専門資格の取得や研修会への積極的な参加等」とは、例えば、ファイナンシャル・プランニング技能士やメンタルヘルス・マネジメント検定等の資格取得、部内のライフサイクルプラン研修会や心の健康講座への参加等をいう。
3 ピアサポーター	(1) 所属長が執務室ごとにピアサポーターを置く必要がない
の指名等(第6の	と判断する例としては、複数の執務室が近接しているなど、
事項関係)	ピアサポーターが平素から他の執務室で勤務している職員
	の様子を容易に確認することができる状況にある場合等を
	いう。
	(2) 所属長は、指名されたピアサポーターが解除となった場
	合において必要と認めるときは、速やかに新たなピアサ
	ポーターを指名するものとする。
	(3) 「その他所属長が指名を解除する必要を認めた場合」と
	は、次に掲げるものをいう。
	ア ピアサポーターとしての適格性を欠いた場合
	イ 疾病、負傷等により1か月以上の入院をする場合
	ウ 所属内での配置換え等により特定の執務室に配置が偏 った場合
4 ピアサポート・	「各種専門資格の取得や研修会への積極的な参加等」とは、
コーディネーター	2の(4)に示す取組をいう。
の責務(第7の事	
項関係)	
5 ピアサポート・	(1) ピアサポート・コーディネーターは、ピアサポーターを
コーディネーター	兼務することができる。
の指名等(第8の	(2) 「その他警察本部長が指名を解除する必要を認めた場合」
事項関係)	とは、次に掲げるものをいう。
	ア ピアサポート・コーディネーターとしての適格性を欠
	いた場合
	イ 疾病、負傷等により1か月以上の入院をする場合
6 主管課長の責務	(1) 全ての職員等が制度の趣旨を正しく理解し、安心して利

(第9の事項関係)

用できるようにするため、制度の利用を理由とする不利益な取扱いの禁止、職員等の秘密の保持のほか、制度の利用促進のための周知を図ること。

なお、周知に当たっては、例えば、各種会議での説明、 機関誌を利用した紹介、文書の配布等あらゆる方法を活用 すること。

- (2) 「必要な措置」とは、ピアサポーターを一定の日時・場所に集合させ、又は、個別に行うピアサポート・コーディネーターによる研修のほか、専門的な知識・技能を習得したピアサポーターによる研修も考えられる。
- (3) ピアサポートは地道な活動であり、職員等の不安や悩みを傾聴するだけでも相当の負担を伴うことから、主管課長は、その労苦に報いるため、あらゆる機会を通じて積極的に賞揚を行い、ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターの士気と意識の高揚を図るものとする。

7 所属長の責務(第 10の事項関係)

- (1) 「ピアサポート業務の実態把握」とは、指名したピアサポーターが適任であるか、所属内で制度の周知徹底が図られて円滑に機能しているかなど、ピアサポート業務全般を把握することをいう。
- (2) 所属長は、会議室や事務室など職員の見やすい場所に当該所属のピアサポーターの係、氏名を掲示するなど制度の 周知を図らなければならない。
- (3) 「ピアサポーターに指名されている者の勤務体制について配意すること。」とは、ピアサポートの実施時間の確保のための勤務変更、実施場所の確保等について配意しなければならないということである。

8 ピアサポートの実施に関する記録(第12の事項関係)

少人数の所属等、年代別等の記録によって、個人が特定でき、又はそのおそれがある場合には、記録の一部を省略することができるものとする。

別添

北海道警察職員ピアサポート実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、職員が後顧の憂いなく職務にまい進できる環境を整備することを目的として、職員及びその家族(以下「職員等」という。)が抱える公私にわたる各種問題について、身近な同僚職員間の友愛の精神に立脚した相互扶助の観点に基づき、各職場において指名された職員が、不安や悩みを抱える職員に対する気付き、声掛け、傾聴等を通じ、又は職員等からの相談への対応を通じ、職員等の不安や悩みの早期解決に向けた

適切な助言等の能動的な支援(以下「ピアサポート」という。)を行うこと等を内容とするピアサポート制度(以下「制度」という。)を実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2 制度運用上の基本理念

- 1 制度の利用を理由とする不利益な取扱いの禁止
- 2 秘密の保持
- 第3 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各事項に定めるところによる。

- (1) ピアサポーター ピアサポートに従事する者として指名された職員をいう。
- (2) ピアサポート・コーディネーター ピアサポーターを総括し、ピアサポーターに対して専門的知見に基づく指導、助 言等を行う者として指名された職員をいう。
- (3) 部外相談員

北海道警察において委嘱した医療、法律、税務等の専門的かつ高度な知識、経験を有する部外の専門家をいう。

(4) 主管課

警察本部厚生課及び方面本部の警務課をいう。

- 第4 ピアサポートの実施体制
 - 1 所属に、必要なピアサポーターを置くものとする。
 - 2 主管課に、ピアサポーターに対する指導等を行うために必要なピアサポート・コーディネーターをそれぞれ置くものとする。
- 第5 ピアサポーターの責務
 - 1 ピアサポートを真摯に行うこと。
 - 2 助言者に徹し、職員等自身が問題を自力で解決するよう働きかけること。
 - 3 在任中か否かを問わず、知り得た職員等の秘密にわたる事項を漏らさないこと。
 - 4 職員等の同意がある場合を除き、直接当該職員の上司に連絡することはしないものとする。ただし、当該職員に不健全な生活態度が見られるなど、当該職員の上司に相談することが適切であると認められる場合には、上司に申告するように説得すること。
 - 5 各種専門資格の取得や研修会への積極的な参加等を通じ、ピアサポートの適切な実施に必要な知識及び技能の習得に努めること。
 - 6 職員等の不安や悩みの内容が高度に専門的かつ技術的な知識及び経験を要する事項であるなど、ピアサポーターのみでは適切な支援を行うことができない場合には、職員等の個人情報の取扱いに配意した上で、必要に応じ、ピアサポート・コーディネーターに指導又は助言を求めるほか、職員等の同意を得た上で、部外相談員、関係課等に適切に取り次ぐよう努めること。
 - 7 職員等の不安や悩みの内容に、刑罰法令に違反する行為に関すること、職員等の生命又は身体に危害が及ぶおそれがあることが含まれている場合には、迅速に必要な措

置を講ずること。

- 第6 ピアサポーターの指名等
 - 1 ピアサポーターの指名

ピアサポーターの指名については、次の事項に留意し、所属長が行うものとする。

- (1) 所属長は、原則として執務室ごとに、1人以上のピアサポーターを指名するものとする。ただし、所属の体制、職員の勤務の状況等を踏まえ、執務室ごとにピアサポーターを置く必要がないと所属長が判断した場合は、この限りでない。
- (2) ピアサポーターの指名に当たっては、階級、勤務経験等にとらわれることなく、ピアサポートを適切に実施することのできる人格識見、信望及び熱意を有する者を充てるものとする。
- (3) 交替制勤務を行う係等については、可能な限り、当務ごとに1人以上確保するものとする。
- (4) 男性、女性共に必要な人数のピアサポーターを確保するものとする。
- (5) ピアサポーターの指名は、毎年4月に行うほか、人事異動等により必要が生じた場合は、その都度、行うものとする。
- 2 ピアサポーターの解除

所属長は、ピアサポーターの指名を受けた者が、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、指名を解除するものとする。

ア 人事異動により所属を異動する場合

イ その他所属長が指名を解除する必要を認めた場合

- 3 所属長は、ピアサポーターの指名又は解除をした場合は、その都度、ピアサポーター名簿(別記第1号様式)を作成するものとし、その写しにより指名状況を警務部長に(札幌方面以外の所属長は、当該方面本部の警務課長を経由して)報告するものとする。
- 第7 ピアサポート・コーディネーターの責務
 - 1 ピアサポーターからの指導又は助言の求めに真摯に対応すること。
 - 2 ピアサポーターの相談対応力を向上させるため、効果的な研修会を企画、実施する こと。
 - 3 ピアサポーターに対する指導、助言等を適切に行うことができるよう、各種専門資格の取得や研修会への積極的な参加等を通じ、必要な知識及び技能の習得に努めること。
- 第8 ピアサポート・コーディネーターの指名等
 - 1 ピアサポート・コーディネーターの指名
 - (1) 警察本部長は、警察本部厚生課にあっては、ライフプラン推進室長のほか、ピア サポート業務を担当する職員の中から、方面本部警務課にあっては、給与厚生業務 を担当する職員の中から、ピアサポート・コーディネーターをそれぞれ1人以上指 名するものとする。
 - (2) ピアサポート・コーディネーターの指名に当たっては、ピアサポーターに対する

指導、助言等を適切に行うことができる人格識見及び専門知識を有する者を充てる ものとする。

- (3) 警察本部長は、主管課以外の所属の職員を、必要に応じてピアサポート・コーディネーターに指名することができる。
- (4) 主管課以外の所属長は、所属職員のうち、ピアサポート・コーディネーターとして適任と認められる職員があるときは、ピアサポート・コーディネーター推薦書(別記第2号様式)により警務部長に(札幌方面以外の所属長は、当該方面本部の警務課長を経由して)推薦することができる。
- (5) 前事項により推薦を受けた警務部長は、ピアサポート・コーディネーターとして の適格性を審査し、適任と認められる者を選考の上、警察本部長に指名の上申を行 うものとする。
- 2 ピアサポート・コーディネーターの解除
 - (1) 警察本部長は、ピアサポート・コーディネーターの指名を受けた者が、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、指名を解除するものとする。
 - ア 人事異動により所属を異動する場合
 - イ その他警察本部長が指名を解除する必要を認めた場合
 - (2) 警務部長は、ピアサポート・コーディネーターの属する所属長から、人事異動以外の理由により、当該ピアサポート・コーディネーターに係るピアサポート・コーディネーター解除申請書(別記第2号様式)を受理した場合は、内容を審査の上、警察本部長に指名の解除の上申を行うものとする。
- 3 警察本部厚生課長は、警察本部長がピアサポート・コーディネーターの指名又は解除をした場合は、その都度、ピアサポート・コーディネーター名簿(別記第3号様式)を作成するものとする。

第9 主管課の長の責務

主管課の長(以下「主管課長」という。)は、次の事項に留意し、制度の効果的な運用を図らなければならない。

- (1) 全ての職員等に対する制度の趣旨及び基本理念の周知徹底を図るとともに、各級幹部職員にピアサポートの重要性を十分認識させること。
- (2) ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターの資質向上を図るため、必要な措置を講ずること。
- (3) ピアサポート・コーディネーター及び部外相談員の連絡先等を各ピアサポーター に周知すること。
- (4) 制度の運用状況を適切に把握、検証し、随時、運用の改善に努めること。
- (5) ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターを積極的に賞揚すること。

第10 所属長の責務

所属長は、次の事項に留意し、ピアサポート業務の実態把握に努め、その効果的な運用を図らなければならない。

(1) ピアサポートの重要性を認識し、ピアサポーターにその重要性を十分理解させる

ほか、制度の趣旨や利用方法、ピアサポーターの連絡先等を所属の職員等に周知すること。

(2) ピアサポート業務の効果的な推進を図るため、ピアサポーターに指名されている者の勤務体制について配意すること。

第11 部外相談員への相談

- 1 職員等は、不安や悩みごとのうち、医療、法律、税務等の専門的かつ高度に技術的 な知識及び経験を必要とするものについては、その知識、技能及び経験を有する部外 相談員に相談することができる。
- 2 部外相談員に係る事務は、警察本部厚生課において行うものとする。

第12 ピアサポートの実施に関する記録

- 1 ピアサポーターは、ピアサポートを実施したときは、ピアサポート実施結果報告書 (別記第4号様式) に記録し、翌月10日までに所属長に報告するものとする。
- 2 ピアサポートの実施に関する記録は、職員等の同意を得た場合を除き、その氏名、 不安や悩みの内容等、職員等を特定する事項については記録しないものとする。

第13 ピアサポート実施状況の報告

主管課長及び所属長は、半期ごとのピアサポーターによるピアサポート実施状況について、ピアサポート実施状況報告書(別記第5号様式)を作成し、上半期(4月から9月まで)分は当年10月20日、下半期(10月から3月まで)分は翌年度4月20日までに警務部長に(札幌方面以外の所属長は、当該方面本部の警務課長を経由して)報告するものとする。

第14 制度に係る事務

制度に係る事務は、警察本部厚生課において処理するものとする。

第15 その他

この要綱に定めるもののほか、この通達の実施に当たって必要な事項は、別に定める こととする。

※ 別記様式は省略